

荒川区立第九峡田小学校PTA会則 慶弔に関する内規

令和5年2月改正

(趣旨)

第1条 本規定は、荒川区第九峡田小学校に関する慶弔の取り扱いについて定める。

(経費)

第2条 本規定に定める費用は、PTA定常会計から支出する。

(慶事)

第3条 教職員の結婚の場合は祝い金3,000円を贈る。

2 会員(保護者及び教職員)が代表して、他校の入学式や卒業式等の記念行事に参加する場合は、祝い金3,000円を贈る。

(弔意)

第4条 児童死亡の場合は弔慰金5,000円を供える。

2 会員死亡の場合は弔慰金5,000円を供える。

3 教職員の配偶者死亡の場合は弔慰金5,000円を供える。教職員と同一世帯の子及び父母が死亡した場合は弔慰金3,000円を供える。

4 顧問及び相談役は会員に準じて弔意を表す。

(見舞)

第5条 児童及び会員が2週間以上入院加療する場合は、見舞金3,000円を贈る。

2 児童及び教職員に不慮の災害(火災・水害)があったときは、見舞金3,000円を贈る。ただし、地域全体に被害があった場合を除く。

(教職員の転退職)

第6条 教職員の転退職の際は、次に定める金額相当の金品を贈る。

(1) 在職5年未満 在職年数に1,000円を乗じた金額

(2) 在職5年以上 5,000円

(その他)

第7条 本規定に定めのない事項で特に必要な場合は、PTA執行部の協議により適宜の処置をとることができる。この場合は、次の実行委員会で報告する。